

暮らしサポート

消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

【ひとこと助言】
「ひとこと助言」
パソコンや携帯電話等への
メールで、利用した覚えのな
い料金を請求される「架空請

未払い代金の債権回収
をしているという業者から
パソコンにメールが届
いた。「滞納しているイン
ターネット接続回線と有
料サイト利用料の請求」
とのことだが、利用した
覚えがない。「期日までに
連絡しないと、法的手段
に訴える」と書いてある。
（当事者：80歳代男性）

利用した覚えのない
請求は支払わずに
無視しましよう！

【モデルになるはずが、
ネットレスを高額で
買うことに】
街で「雑誌モーデルにな
らないか」と声をかけら
れ、説明を聞いた後、「次
の審査に進むために無料
の美顔エステを受けてほ
しい」と言われエステサ
ロンに行つた。そのサロ
ンで紹介された人から、
「50万円のネットレスを
買ったことになると無料
で脱毛エステを受けるこ
とができる。クレジット
契約の毎月の支払いは当

求」に関する相談が寄せられ
ています。
期日までに連絡するよう
等と書いてあつても、絶対に
連絡してはいけません。
業者からの請求がエスカレ
ートしたケースもあります。
「訴訟を起こす」「弁護士対応
になる」等不安をあおるよう
なことが書かれているも、利
用した覚えがなければ決して
支払わず、無視しましよう。
（国民生活センター見守り新
鮮情報より抜粋）

【ひとこと助言】
（当事者：大学生女性）
「モーデルにならないか」等と
街で声をかけられたのをきつ
かに、複数の事業所や従業
員が登場し、商品を購入させ
られ、最終的に高額なクレジ
ットの支払いが残つたという
業者は、その気になるよう
な言葉をかけてきますが、販
売目的を隠した勧誘の可能性
があります。その場で承諾せ
ずに、家族に相談する等慎重
に検討します。「当社が支
払う」「後で返金する」等と言
われても信用してはいけませ
ん。そのような場合は、絶対
に契約しないことが大切です。
（国民生活センター見守り新
鮮情報より抜粋）

社がする。あなたには迷
惑はかけない」と言わ
れ契約した。しかし、1回
分の入金があつただけで、
その後、連絡が取れなく
なった。

【断つたのに高額な
「皇室」の本が
送られてきた】



司法書士会より司法書士相
談員が派遣され、消費生活に
関する相談が無料で受けられ
ます。相談の2日前までにご
予約ください。

◇日時 7月3日（金）午前9時30分～11時30分
◇相談場所・受付 美浦村消費生活センター

数日前に、高齢の母が
「昭和50年代の天皇家の
ことが分かる楽しい本が
あるので買いませんか。
値段は3万6千円です」
と電話で勧誘された。母
は「新聞や本も読めず興
味ありません」と断つた
が、宅配便で皇室に関す
る書籍が送付され、受け
取つてしまつた。
（当事者：80歳代女性）



【ひとこと助言】
注文や承諾をしていない商
品が届いても、受け取る義務
も支払う義務もありません。
宅配業者に「受け取り拒否をしま
しょう。受け取り拒否をして
も宅配業者に迷惑はかかりま
せん。「確認が取れない荷物は
受け取らない」というルール
を、家族で作つておくのも一
つの方法です。
（国民生活センター見守り新
鮮情報より抜粋）

司法書士による
無料法律相談

消費生活に関する相談は

◇村消費生活センター（消費生活相談全般）☎885-7141(直通)

月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時

（相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。）

※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。

◇消費者ホットライン（全国共通）☎0570-064-370

◇県警悪質商法110番（訪問販売や悪質業者に絡む各種相談）

午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379